

第 7 章

計画の進行管理

本計画において、取組を総合的・計画的に推進することを目的とした進行管理の体制及び仕組みを定めます。

- 1 計画の推進体制
- 2 進行管理システム

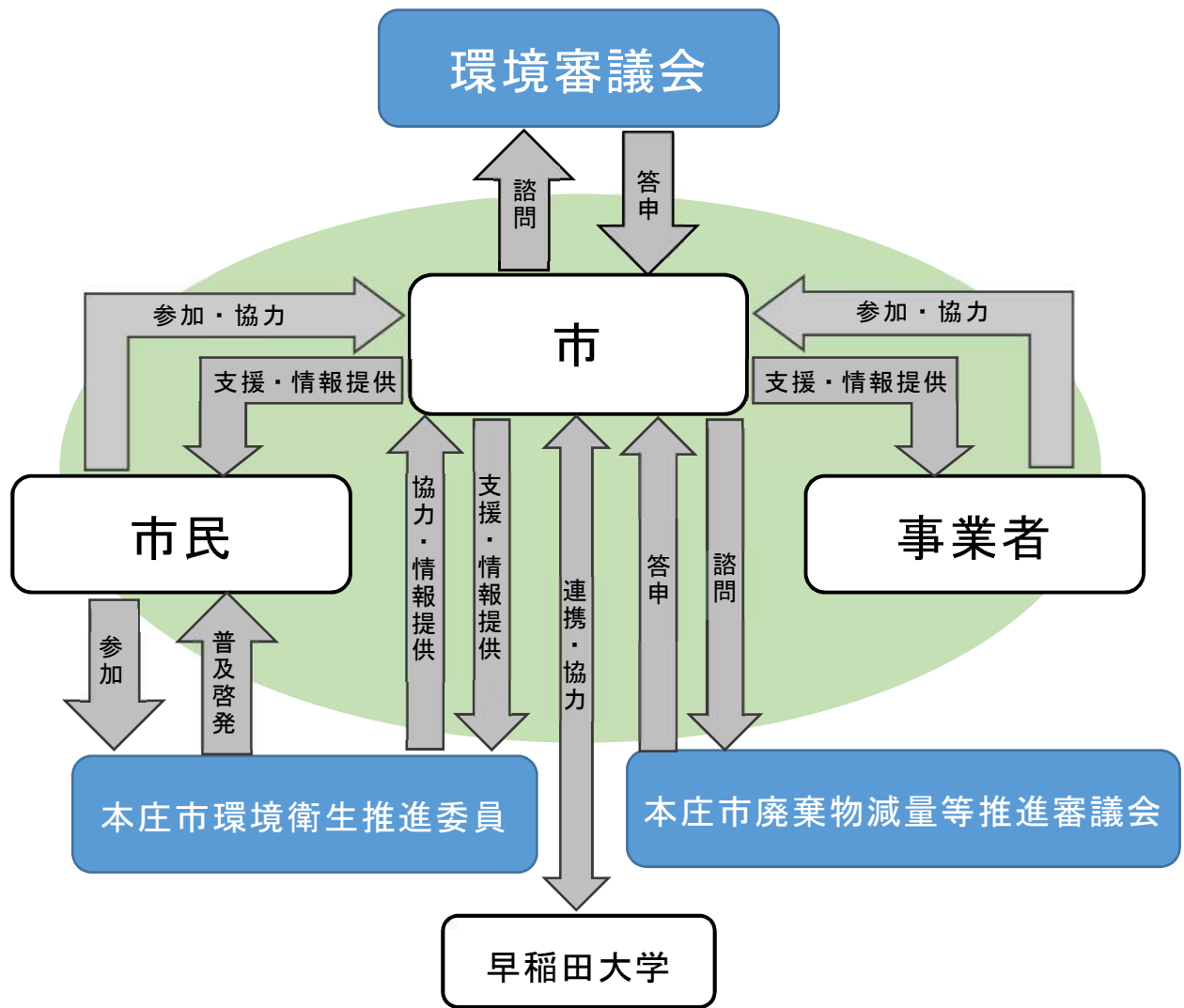
1. 計画の推進体制

本市の目指す環境像を実現するには、市民・事業者、行政及びそのほかの関係機関等がそれぞれの役割を認識し、本計画に基づく行動をとることが大切です。

計画の推進では、進行管理や目標年度の評価において客観的な視点が求められることを踏まえて、本計画の実効性を確保するため、以下の推進体制を整備します。

本計画における推進体制

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、環境保全を目的としたさまざまな施策を実施します。 ・各施策には担当課を設定し、担当課が中心となりその他の関係部局や関係機関と連携することで、効果的な施策の推進を図ります。 ・施策は市民・事業者による協力の下、市域全域での取組を推進します。 ・環境ボランティアを育成し、環境活動を行う機会の提供及び支援をします。
本庄市 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会は公募による市民や有識者等から構成し、本計画の進行管理及び見直し等について審議します。
本庄市環境衛生 推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の減量を目的とした本市の施策及びその他の市の環境衛生事業へ協力します。 ・廃棄物の再資源化及び減量化のための地域の指導者として、分別収集や廃棄物行政による地域住民へのPR活動などに協力します。
本庄市廃棄物減 量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、再生利用、再資源化及び再生品等に関する事項を調査及び審議します。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、環境に配慮した行動をします。 ・本市の施策に協力し、その取組の推進を図ります。
早稲田大学	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との包括協定に基づき、「産・学・公・地域」の相互連携による地域づくり及び人材育成を推進します。 ・本市や関係機関と連携して、地元小学校への環境教育の参加支援や、環境保全活動の企画・運営等を実施します。



計画の推進主体と相互の関わり

2. 進行管理システム

本計画に基づく施策により市域の環境保全等を着実に推進する上では、取組の実施とともに、取組のあり方や計画の内容について適宜改善を図ることが重要です。

そこで、環境基本計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗状況の点検と結果の公表（Check）、点検結果を踏まえた取組の見直し（Action）を行う“PDCA サイクル[※]”により、継続的な計画の改善を図ります。



■計画の進捗状況の点検と公表

計画に定めた施策の進捗状況を調査し、実施状況及び環境指標の達成状況を「本庄市の環境」等により公表します。

■計画の見直し

本計画は令和9年度（2027年度）までを計画期間としていますが、今後の社会状況や市民意識の変化等へ適切に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを図るものとします。